

伊那市通話録音装置の運用に関する要綱を次のように定めます。

令和 8 年 1 月 3 0 日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市通話録音装置の運用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公正かつ適正な職務の執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不当要求行為等の排除を図ることを目的として設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機の通話中に自動又は手動で通話内容を録音する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録された音声等をいう。
- (3) 庁舎管理責任者 伊那市庁舎管理規則（平成 1 8 年伊那市規則第 1 9 号）第 3 条に規定する庁舎管理責任者をいう。

(通話録音装置管理責任者及び取扱者)

第 3 条 通話録音装置の適正な設置並びに通話記録の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者及び取扱者を置く。

- 2 通話録音装置管理責任者は、通話録音装置の設置、管理及び運用を担当する課等の長とする。
- 3 取扱者は、通話録音装置管理責任者が指定した職員とする。
- 4 取扱者は、通話録音装置管理責任者の指示を受けて通話録音装置の設置及び管理並びに通話記録の管理を行う。

(設置の公表)

第 4 条 通話録音装置管理責任者は、通話録音装置の設置箇所を庁舎管理責任者に通知するものとする。

- 2 庁舎管理責任者は、通話録音装置の設置状況、利用目的等について市公式ホームページへの掲載、その他適切な方法により公表するものとする。

(通話記録の管理)

第 5 条 通話記録の管理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通話記録は、編集又は加工することなく、記録されたときの状態のまま保管しなければならない。
- (2) 通話記録は複製してはならない。ただし、不当要求行為があったと認める場合等、通話録音装置の設置目的を達成するために特に必要であると通話録音装置管理責任者が認めるときは、この限りではない。
- (3) 通話記録は、通話録音装置管理責任者が必要と認める期間保存し、当該期間を経過した通話記録は、新たな通話記録の上書きにより消去するものとする。ただし、通話録音装置の性能上の理由又は通話録音装置管理責任者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第6条 通話録音装置管理責任者及び取扱者は、通話記録から知り得た個人情報に他漏れ、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講じなければならない。

(通話記録の目的外利用及び外部提供の制限)

第7条 通話録音装置管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、通話記録を他に提供してはならない。

- (1) 法令に定めがある場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護その他公共の利益のために緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 捜査機関等から犯罪又は事故の捜査等のため通話記録又はその複製物の提供を求められ、かつ、協力する必要があると認められる場合

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月30日から施行する。